物　件　明　細　書

物件番号	1

参加資格等級	C

1. 作業内訳

森林事務所	作業種	国有林名	林小班	植栽年度	区域面積(ha)	控除面積(ha)	契約面積(ha)	履行期間		林分条件		作業条件							使用材料(契約者購入)	
								開始	期限	傾斜	植生等の状況	作業形態	作業区分(下刈年次)	通勤形態	人員輸送距離(km)	つる本数(本/ha)	伐採数量(本/ha)	植栽本数(本)	品名	数量
黒木	下刈	中橇	70と	H21	4.77	0.67	4.10	契約日の翌日	H25.8.30	緩	易	人機併用	全刈(4)	通勤(車)	14.2					
出水	〃	崩平	1078と	H23	2.90	1.11	1.79	H25.7.1	〃	急	中	〃	全刈(2)	〃	13.5					
〃	〃	〃	1082い	H24	6.25	0.86	5.39	H25.8.1	〃	中	中	〃	全刈(1)	〃	12.0					
阿久根	〃	田代鹿倉	1102や	H23	4.50	0.20	4.30	契約日の翌日	〃	急	中	〃	全刈(2)	〃	13.7					
〃	〃	〃	1108ぬ	H19	8.73	0.43	8.30	契約日の翌日	〃	中	中	〃	全刈(6)	〃	18.3					
本城	〃	岩坪	2104は5	〃	4.46	0.86	3.60	契約日の翌日	〃	中	中	〃	全刈(6)	〃	13.1					
山野	〃	鬼神	2038け	H23	3.36		3.36	H25.7.1	〃	緩	易	〃	全刈(2)	〃	13.6					
大口	〃	豆漬	2060い	H24	1.58		1.58	H25.7.1	〃	緩	中	〃	全刈(1)	〃	7.6					
	計				36.55	4.13	32.42													
大川内	つる切併行下刈	第一相川	1028と1	H22	1.81	0.34	1.47	契約日の翌日	H25.8.30	中	難	人力	薬剤処理	通勤(車)	16.5	2400			トリクロピル	176kg
	計				1.81	0.34	1.47													
	合計				38.36	4.47	33.89													

【留意事項】1. 林令は植栽年度を1年とした累積年である。
2. 傾斜区分は、31度以上:急、21～30度:中、20度以下:緩である。
3. 植生等の条件は、作業地における植生等の難易度を示すものである。
4. つる本数、伐倒本数は標準地調査による目安本数である。
5. 作業着手は事業計画書の承認が必要である。

2. 作業箇所位置図

別添のとおり

平成25年度　造林事業（下刈）請負箇所区域図兼位置図

黒木森林事務所
作成者　農林水産技官　橋本敏一

記入番号	作業種	国有林	林小班	区域面積(ha)	控除面積(ha)		契約面積(ha)
					功程調査	その他	
201	下刈	中橇	70と	4.77		0.67	4.10
	計			4.77		0.67	4.10

凡例	
（緑枠）	契約区域
（赤枠）	除地
（点線枠）	民地

平成２５年度　造林事業（下刈作業）請負実行箇所位置図兼実測図

崩平国有林1078と林小班　　請負実行面積　1．79ha

作業種	林小班	区域面積	除地面積	契約面積
下刈	１０７８と	２．９０	１．１１	１．７９

作成者　農林水産技官　森永敏朗

凡例		
凡	請負箇所	
例	除地箇所	

平成２５年度　造林事業（下刈作業）請負実行箇所位置図兼実測図

崩平国有林１０８２い林小班　　請負実行面積　５．３９ha

作業種	林小班	区域面積	除地面積	契約面積
下　刈	１０８２い	６．２５	０．８６	５．３９

作成者　農林水産技官　森永敏朗

凡例	請負箇所	
	除地箇所	

国有林	林小班	区域面積	除地面積	契約面積
田代鹿倉	1102 や	4.50	0.20	4.30
	計	4.50	0.20	4.30

平成25年度
造林事業（下刈）請負　実行箇所位置図

国有林	林小班	区域面積	除地面積	契約面積
田代鹿倉	1108 ぬ	8.73	0.43	8.30
	計	8.73	0.43	8.30

平成25年度　森林環境保全整備事業請負実行箇所位置図兼実測図

作業種	国有林	林小班	植栽年度	区域面積	控除面積	契約面積
下刈	岩　坪	2104 は5	H19	4.46	0.86	3.60
計				4.46	0.86	3.60

凡	例
請負箇所	
除　　地	
林　　道	

縮尺：1／5000

平成25年度　造林請負事業実行箇所実測図

記番	作業種	国有林	林小班	区域面積 (ha)	控除面積 (ha)	契約面積 (ha)
207	下刈	鬼神	2038け	3.36		3.36

1/5000

作成者
農林水産技官　宇戸　正

凡	例
実行区域	
道	

平成25年度　造林事業(下刈）請負箇所
実測図兼位置図

作成者：(技)塩根　勝

記番	作業種	国有林	林小班	ha 区域面積	ha 控除面積	ha 契約面積
２０８	下刈	豆漬	２０６０い	１．５８	－	１．５８
計						

平成２５年度　造林事業（下刈作業外）請負実行箇所位置図兼実測図

第一相川国有林1028と1林小班　　請負実行面積　1．47ha

作業種	林小班	区域面積	除地面積	契約面積
つる切併行下刈	１０２８と１	１．８１	０．３４	１．４７

作成者　農林水産技官　今　村　誠

凡例	請負箇所	
	除地箇所	

造林事業（つる切併行下刈作業）請負使用材料規格内訳書
【　請負者購入分　】

平成２５年 ５月１０日付け入札公告、造林事業請負（下刈作業外１）に伴う使用材料については、下記品質規格同等品及びその規格品以上とする。

記

物件番号	品　名	規　　格	数　量	適　用
1	トリクロピル（ザイトロン微粒材）	３・５・６－トリクロロ－２－ピリジルオキシ酢酸ブトキシェチルエステル　３％ 鉱物質微粒等　９７％	１７６ kg	

印紙

造林事業請負契約書

1　事　業　名　造林事業（下刈作業外１）作業

2　履 行 場 所　中檑国有林７０と林小班
別冊、図面のとおり

3　事 業 内 容　下刈作業　３２.４２ｈａ
つる切併行下刈　１.４７ｈａ

4　事 業 期 間　契 約 締 結 日 の 翌 日 から
平成２５年 ８月３０日 まで
（ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、別紙、作業内訳書のとおり）

5　作 業 仕 様　別冊、作業仕様書のとおり

6　請 負 金 額　金○，○○○，○○○円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金○○，○○○円也）

7　選 択 条 項
別冊約款中選択される条項は次のとおりであるが、そのうち適用されるものは○印、適用されないものは×印である。

適用削除の区分	選　択　条　項	
×	契約保証金の納付	第４条第１項第１号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供	第４条第１項第２号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証	第４条第１項第３号
×	公共工事履行保証証券による保証	第４条第１項第４号
×	履行保証保険契約の締結	第４条第１項第５号
×	支給材料及び貸与品	第１５条
×	部分払　（作業期間中　回以内とする）	第３４条
×	前金払　請負金額の　／１０以内とする	第３６条第１項
×	中間前金払 請負金額の　／１０以内とする	第３６条第３項

8　支給材料及び貸与物件

品　名	品質規格	数　量	引渡予定場所	引 渡 予 定 月 日
なし				

9　特約事項
暴力団排除に関する特約条項については、別冊のとおり。
使用する材料は、別紙、特約事項内訳書のとおりとし、請負者が購入する。

上記の事業について、発注者 分任支出負担行為担当官 北薩森林管理署長 田中則一 と 請負者 ○○会社 代表取締役 ○○○○ は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び平成２５年５月１０日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款及び平成２５年５月１０日に交付した造林事業請負標準仕様書によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙、共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。
本契約の証として本書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自１通を所有する。

平成２５年 ６月１３日

発注者（甲）　住　所　鹿児島県薩摩郡さつま町轟町３５番地３
分任支出負担行為担当官
北薩森林管理署長　田 中 則 一　印

請負者（乙）　住　所　○○市○○
○○○○○○
代表取締役　○ ○ ○ ○　印

【注】請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。
【例】　請負者　○○共同事業体
代表者　○○林業株式会社
住　所　○○市○○
代表取締役　○○ ○○　印
○○林業株式会社
住　所　○○市○○
代表取締役　○○ ○○　印
○○林業株式会社
住　所　○○市○○
代表取締役　○○ ○○　印

作 業 内 訳 書

作業種	林小班	作業区分（下刈年次）	区域面積（ha）	控除面積（ha）	契約面積（ha）	作業期間		使用材料		備考
						自	至	品名	数量	
下刈	70と	全刈(4)	4.77	0.67	4.1	契約日の翌日	H25.8.30			黒木 6月着手
〃	1078と	全刈(2)	2.9	1.11	1.79	H25.7.1	〃			出水 7月着手
〃	1082い	全刈(1)	6.25	0.86	5.39	H25.8.1	〃			〃 8月着手
〃	1102や	全刈(2)	4.5	0.2	4.3	契約日の翌日	〃			阿久根 6月着手
〃	1108ぬ	全刈(6)	8.73	0.43	8.3	契約日の翌日	〃			〃 6月着手
〃	2104は5	全刈(6)	4.46	0.86	3.6	契約日の翌日	〃			本城 6月着手
〃	2038け	全刈(2)	3.36		3.36	H25.7.1	〃			山野 7月着手
〃	2060い	全刈(1)	1.58		1.58	H25.7.1	〃			大口 7月着手
計			36.55	4.13	32.42					
つ る 切 併行下刈	1028と1	薬剤処理	1.81	0.34	1.47	契約日の翌日	H25.8.30	トリクロピル	176kg	大川内
計			1.81	0.34	1.47					
合計			38.36	4.47	33.89					
合　計										

【留意事項】１．作業種、林小班、作業区分毎に記入すること。
２．使用材料については、品名、数量を記番毎に記入すること。
３．各作業毎の作業方法は、作業区分の欄に記入すること。

特 約 事 項 内 訳 書

記入番号	林小班	作業種	作業区分	契約面積	使用材料等			備考
					品名	品質規格	数量	
1	1028と1	つる切併行下刈	薬剤処理	1.47	トリクロピル	3・5・6ートリクロロー２ーピリジルオキシ酢酸ブトキシェチルエステル　３％ 鉱物質微粒等　９７％	１７６kg	

特　約　条　件

１．下刈作業において、乙が切損した苗木の切損率が、条件３に定める許容切損率を超える場合は、その超える率に対応した本数について、甲は損害賠償を請求することができる。

賠償額は、別に定める賠償基準により計算した額とする。

２．前項の賠償請求は、最終検査終了後３ヶ月以内に行うものとする。

３．苗木の許容切損率はつぎのとおりとし、２回刈の場合は２回目終了後の累計切損率とする。

林　　齢	１　年	２　年	３　年	４年以上
切　損　率	３％	３％	２％	１％

（注）林齢１年は、年度末植及び春植とするが前年の秋植も含むものとする。

以下、これを基準とした林齢による。

別冊

暴力団排除に関する特約条項

（属性要件に基づく契約解除）

第１条　甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1)　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(2)　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3)　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4)　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5)　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（行為要件に基づく契約解除）

第２条　甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1)　暴力的な要求行為

(2)　法的な責任を超えた不当な要求行為

(3)　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4)　偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為

(5)　その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第３条　乙は、第１条の各号及び第２条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

２　乙は、前２条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

（再請負契約等に関する契約解除）

第４条　乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

２　甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第５条　甲は、第１条、第２条及び前条第２項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

２　乙は、甲が第１条、第２条及び前条第２項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第６条　乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

この契約の証として本書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２５年　６月１３日

発注者　　住　所　鹿児島県薩摩郡さつま町轟町３５番地３
　　　　　　　　　分任支出負担行為担当官
　　　　　氏　名　北薩森林管理署長　田中 則一　　印

請負者　　住　所
　　　　　　　　　株式会社
　　　　　氏　名　代表取締役　　　　　　　　　　　　　　印

（注）請負者が共同企業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同企業体の名称並びに代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

平成２５年度北薩管第２６号
契約の別冊

仕様書（下刈）

下刈作業仕様書

１．作業方法等
（１）人力又は人力機械併用による下刈
ア．全刈
全刈は、区域全面を刈払うこと。
イ．筋刈
筋刈は、現地の状況に応じて等高線刈、又は縦列刈とし、刈幅は１ｍ以上とすること。
ウ．坪刈
坪刈は、造林木を中心として、半径５０㎝以上を刈払うこと。

（２）除草剤による下刈
除草剤による作業要領は、除草剤使用仕様書のとおりとする。

２．作業上の留意事項
（１）刈払に当たっては、植栽木を損傷しないように注意すること。
（２）刈高は、植栽木の樹高の１／３以下の高さとするが、植付後１・２年の箇所は出来るだけ低く刈払うこと。
（３）刈払った雑草木等を植栽木に刈掛け、又は、覆いかぶせないよう注意すること。
（４）造林木に巻きついているつる類は、確実に根元を切断すること。
（５）刈払後は必ず見回り、刈払いもれがないようにすること。

３．その他
その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

仕様書（つる切）

つる切作業仕様書

１．作業方法等

（１）除草剤又は灯油によるつる切の場合は、別紙、「除草剤使用仕様書」又は「灯油使用仕様書」のとおりとする。

（２）人力によるつる切の場合は、根元を切断し、発芽瘤を残さないようにすること。

２．薬剤による場合の薬剤の購入

乙は、甲の指定する薬剤の品質規格品及び数量を購入し、薬剤の輸送日等について、監督職員と協議し、薬剤の搬送先及び監督職員の指定する場所において、監督職員の検収を受けること。

３．留意事項

（１）つるを切断する場合は、植栽木を損傷しないように注意すること。
（２）除草剤及び灯油を使用する場合は、植栽木に薬害を生じないよう特に注意すること。

４．つるの稚苗

つるの稚苗はできるだけ抜き取ること。

５．その他

その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

除草剤使用作業仕様書

１．作業要領

　作業要領は、別紙、作業要領による。

２．除草剤の保管及び取扱い上の注意

（１）除草剤の保管及び取扱は、製品取扱説明書、注意書等を熟読し適切な取扱をすること。

（２）除草剤を取扱う作業者は、防護マスク、防護手袋等の保護具を着用すること。

（３）除草剤による被害が発生したときは、速やかに監督職員に報告して指示を受けること。

３．被害の防止

（１）除草剤が散布区域外へ飛散することを防止するため、風速が次の基準を超えるときは散布を中止すること。（スポット処理を除く）

　ただし、この風速以下であっても、周辺の事情から区域外へ飛散するおそれがある場合、又は降雨時や降雨が予想される場合など、天候の事由から作業の続行が適当でないと認められる場合は散布を中止すること。

除草剤の種類	剤　型	風　力	地上１．５ｍの風速	摘　要
脂肪酸系及びピリジン系並びにアミノ酸系、その他	粉　剤	２	３．４	風速＝ｍ／sec
	微粒剤	２	３．４	
	粒　剤	３	５．５	
	液　剤	３	５．５	

（２）人家、養魚場、果樹園、田畑、放牧場等に近い場所では、除草剤が飛散しないように十分注意して散布すること。

（３）林内の河川、用水路等には散布しないこと。

　また、水溶剤を稀釈する場合は、これらに流入しないように注意すること。

（４）散布に使用した器具類は河川、用水路等へ流出する恐れがない場所で水洗いすること。

（５）作業中は、樹木の葉や枝の動きにより、又は随時発煙筒等で風向、風速を確かめ安全を確認したうえで実施すること。

（６）除草剤を作業現場へ運搬するときは、途中で紛失しないよう十分注意するとともに、積み卸しの都度数量を確認すること。

（７）容器のふた、袋、箱等の封栓は完全に閉め、運搬中に除草剤がこぼれないように注意すること。

（８）作業現場へ運搬する除草剤は、当日の散布量とし、残量が生じたときは林内に放置することなく所定の保管場所に保管すること。

（９）内袋を開封したものは残さず散布すること。

（10）空の内袋、外装資材等を放置したり焼却しないこと。当日の使用量を確認した上で持ち帰り、購入した薬剤会社へ処理依頼するなど適切な取扱をすること。

４．その他

　必要な事項については監督職員の指示に従うこと。

（除草剤使用作業仕様書の附表）

除草剤作業要領（つる枯殺）

１．処理方法は、茎葉処理とする。

（１）茎葉処理

ア．除草剤が、つるの茎葉全面によく付着するよう、極力朝露が残っている時間帯に散布するように努めること。

イ．散布機を使用する場合は、除草剤が飛散しないように散布対象物に散布機の噴口を近づけて、低圧で散布すること。

ウ．局所的に大量散布をしないこと。

エ．植栽木に除草剤がかからないように注意すること。

オ．作業者は互いに連絡を保ち、除草剤が作業者にかからないように注意すること。

カ．風向きに注意し、風下に向かって散布すること。

キ．散布もれあるいは散布むらがないように注意すること。

ク．散布した後は、なるべく散布区域内を歩かないこと。